明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一四二）　一
〔告　示〕
○平成二十六年総務省告示第四十六号の一部を訂正する件（**総務**四三九）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**四四〇）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四四一）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四四二）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**四四三）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四四四）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**四四五）
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**四九六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇四八～二一二九）
○保安林の指定を解除する件（**同**二一三〇～二一三六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二一三七～二二〇四）
○保安施設地区の指定をする件（**同**二二〇五）
○機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める件（**国土交通**一一九一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本私立学校振興・共済事業団平成二十五事業年度財務諸表、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・氏名変更関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三六
会社その他　三七
会社決算公告　七

省　令

○厚生労働省令第百四十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項及び同法第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の㈠の⑶のａ中「比重（摂氏十五度において）　ジャージー種の牛以外の牛から搾取したもの　一・〇二八―一・〇三四　一・〇二八―一・〇三六」を「比重（摂氏一五度において）　一・〇二八以上」に改める。

別表の二の㈡の⑴の１及び⑵の１中「比重（摂氏十五度において）　ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの　一・〇二八―一・〇三四　一・〇二八―一・〇三六」を「比重（摂氏一五度において）　一・〇二八以上」に改め、同㈡の⑶の１中「八・〇％」を「七・五％」に、「三・六％」を「二・五％」に、「十五度」を「一五度」に改め、同㈡の⑷の１中「〇・一八％」を「〇・二一％」に改め、同㈡の⑸の１中「比重（摂氏十五度において）　一・〇三〇―一・〇三六」を「比重（摂氏一五度において）　一・〇三〇以上」に、「〇・一八％」を「〇・二一％」に改め、同㈡の⑹の１中「比重（摂氏十五度において）　一・〇三二―一・〇三八」を「比重（摂氏一五度において）　一・〇三二以上」に、「〇・一八％」を「〇・二一％」に改める。

別表の二の㈢の㉕の２中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六三度で三〇分間」に改め、同㉕を㉖とし、同㈢の㉔の２のｂ中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六三度で三〇分間」に改め、同㉔を㉕とし、㉓の１中「乳酸菌又は酵母数（一ml当たり）　一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌（一ml当たり）　一〇、〇〇〇、〇〇〇以上　ただし、発酵させた後において、摂氏七五度加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を熱殺菌したものは、この限りでない。」に改め、同㉓のｂ中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六三度で三〇分間」に改め、同㉓を㉔とし、⑷から㉒までを一ずつ繰り下げ、同㈢の⑶の次に次のように加える。

⑷　ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）

成分規格	
リステリア・モノサイトゲネス（一g当たり）	一〇〇以下

ただし、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものは、この限りでない。